

第2回（仮称）地域自治に関する条例検討懇話会 会議概要

- 日 時 2022年（令和4年）8月30日（水） 15：00～17：00
- 会 場 市役所5階 第4会議室
- 出 席 懇話会メンバー 工藤純一、磯部保和、瀬田敦子、石井伸雄、石井達郎、
三原宏隆、田宮知義（敬称略）
アドバイザー 出石稔（敬称略）
市出席者 石井聡市民協働部次長、西久美子市民協働係長（記録）、
今野仁介市民協働課主事
- 傍聴者 1名
- 配布資料
 - 資料1 自治会・町内会加入率の推移
 - 資料2 住民自治協議会の現状と課題～条例の制定に向けての論点整理～事前配布資料 条例に対する意見

○議事

1. 配付資料の説明

（座長）

・資料について事務局から説明をお願いします。

（市民協働部次長）

・資料1については、自治会・町内会の加入率の推移を逗子・桜山などの^{あさ}字別に出したものである。2年前に加入率が下がっているのは、世帯数の精査を依頼した結果である。70%を超えている状況で、他市町村と比べると高くとどまっている。

・資料2は、皆様からいただいたご意見を論点ごとに整理した資料である。前回の会議で住民自治協議会の概念の説明をしたが、現状はどうかという視点も含めて整理をした。

（座長）

・先日、前回の概要が事務局から配られているが、要点を確認したい。①住民自治協議会は、要綱に添って規約を作り活動をしているため、要綱を土台に議論を進めたい、②提案型で懇話会を進めていきたい、③目標は何かを共有したうえで進めていきたい、④逗子小学校区をどうするかは大事なことである。

2. 事前配布資料「条例に対する意見」の説明

・何のために条例を作るか、条例に何を盛り込みたいか等の意見をいただいた。一人ずつ説明をお願いします。

（メンバー）

・前回の懇話会で、条例化は交付金の裏付けのため、また、逗子小学校区の立ち上げのためと解釈した。交付金は事業等のために交付していると解釈している。生ごみや土地利用に関する3条例の説明会に住民自治協議会の役員に出席を求め、意見を聞くべきではないのか。役員は、説明会での話を住民自治協議会に持ち帰り話し合うべきではないかと思う。逗子市と似た状況が松阪市であった。松阪市では4年掛けてさまざまな問題を解決し、条例を制定し直した。逗子市の規約は概念であり具体性がない。松坂市は話し合い、具体的に記した。

・同意する。市が住民自治協議会を理解していれば、参加してほしいと言うはずである。

・要綱を平成30年に改正し、防災を削除したのであれば規約からも削除しなければならないのではないか。

(市民協働部次長)

・資料2の項目4に要綱の改正について記載している。平成26年の要綱では、住民自治協議会に市がやってほしいことを規定し、これに基づき交付金の要綱も定めていた。その後、実際行われていることと要綱とのバランスが崩れ、平成30年に要綱を改正した。総合計画の柱に合わせたため、住民自治協議会の事業がおおよそ市の仕事のどこかに当てはまると考えた。考え方としては住民自治協議会の仕事が限定的だったが、地域にかかわる仕事全体という意味で書き換えた。

(メンバー)

・住民自治協議会が行っていることと逆行しているかもしれないが、住民自治協議会が何かをするためにあるのではなく、まずは集まることで住民自治協議会ができると考える。逗子小学校区の皆さんは事業をやらなければならないと考えていると思う。6条を削除したい。この項目があると逗子小学校区は立ち上がらないと思っている。

・市は第6条をどう解釈してるのか。

(市民協働部次長)

・地域を代表して意見を言ってほしいということと何らかの実行性を持ってほしいという2点が重要だと思う。市の下請けではなく、地域の問題解決を自発的にやってほしい。

(メンバー)

・「事業ができる」という書き方は、我々が嫌ならやらなくて良いと読めるが、本来はやりなさいということだと思う。安全で安心な地域づくりとし、それ以外は削除が良い。

・市議会議員などの特定の立場の方が出席し、発言されると一般の人は萎縮し、意見ができない。先日、話し合いにより議員は参加しないこととなったがこのようなことが度々あると運営に支障が出る。第7条2項の3号にさらに規制を加えたい。

・小坪小学校区の規約には宗教、政治活動を行わないとの記載がある。この記載で良いのではないか。

・条例で全てを規定することは危険だと思う。住民活動は多様性、自由な発想のもとに動くのが基本であり、住民協の背景は、行政がやりきれないことをやりましょうということであり、条例で全てを縛るのは危険である。4条の地域づくり計画を策定しなければならないと

ある。計画の重要性は分かるが、最初から作るのは難しいのではないか。市民の活力をいかした、弾力性のある条例がいいのではないか。

・小坪小学校区ではアンケートをとった。その結果、【不便だけど小坪が好き】という部分を大事にして計画に落とし込んだ。まず、計画を作るというのは無理がある。

・第2条の定義について、地域づくり、住民自治協議会、安全安心、文化は何を指すのか。第6条の事業をなくして、地域の実情に合うものをやれば良いのではないか。市の役割には、加入率の向上を加えた方がいい。7条の差別の文言等を加える。

・準備会はほとんど規約の作成に時間を費やしたが、住民自治協議会が何をすることが載っていない。住民自治協議会が何かをやるのではなく、地域の人がやっていることを盛り上げたり、フォローするのが住民自治協議会だと感じている。住民自治協議会の役割を再確認し、行政と住民自治協議会の関係を定義したい。

(座長)

・当初、住民自治協議会は市の下請けではないという意見が度々あったが、最近は聞かなくなった。会自体が政治・宗教をしないという規定はあるが、政治・宗教を持ち込ませないというのもあったほうが良いと思う。久木は3つの地域を束ねているが、逗子も同様に3つの地域があり、それぞれのアプローチの方法があるのではないか。地域づくり計画を策定したが、6年経てば状況は変わり改定が必要になる。地域づくり計画の扱いは慎重にしたい。要綱は住民自治協議会の設立が中心になっている。条例は運営に焦点を当てるべきである。

(メンバー)

・条例化するのであれば逐条解説をつけてほしい。

(座長)

・この条例は住民一人ひとりに関わるものであるため、理解できないのでは意味がない。重要な意見だと思う。

3、住民自治協議会の現状と課題

1 地域づくり計画

(座長)

・資料2に従って討議していく。地域づくり計画については、草案では規定がない。

(市民協働部次長)

・「地域づくり計画をつくることができる」という書き方もできるとは思うが、草案を作った時点では入れていない。

(アドバイザー)

・条例とは何かを確認した方が良い。条例は器であり、住民自治協議会が活動していくための根拠となる。計画の策定は荷が重いという意見や、計画がないと難しいという意見があった。それぞれの住民自治協議会が、計画はあった方がいいのか、無い方がいいのか、作るとしても詳しい方がいいのか、荒い方がいいのか。また、条例は書きすぎではいけないという

意見があったが、通常は条例があって、施行規則、それぞれの住民自治協議会の規約がある。地域づくり計画を作るという協議会があっても、作らないという協議会があっても良いと思う。草案に規定がないのも理屈としては分かる。策定を裁量として、「策定することが出来る」などに入れることもできる。条例は器であり、正解は一つではない。

・6条の「できる規定」は、やってもやらなくても良いということではない。できるというのは権限を与えていることであり、住民自治協議会はこれをやって良いという権限を議会・市が与えていると読んだ方が良い。どうぞやってくださいというニュアンスがある。

2 組織構成及び参加方法

(市民協働部次長)

・個人会員についてどうするかということについては、地域によって考え方の違いもあるので、条例に表現するのもしないのか、表現するとしたらどういう表現になるのかという論点である。

(座長)

・誰でも参加は当たり前で、代表者会議で議決権をもつか否かではないか。

(アドバイザー)

・要綱はこれから住民自治協議会を作るという段階のものなので、認定行為を規定している。「次の住民協を置く」として4つの住民自治協議会を記載し、逗子小学校区ができればそこに加えれば良いと思う。市が住民自治協議会の認定を取り消すことなどないのではないか。

(メンバー)

・認定するしないではなく、最初から5つ作りますよという姿勢が良いのでは。

(アドバイザー)

・事務局の懸念を考えると、4つだけ条例に書くとそんな状態で条例を作って良いのかと議会から指摘を受ける可能性がある。逗子が出来るまで条例を作らないという選択肢もあり、そちらの方が素直ではある。今回のスタートは自治基本条例ができないから、これだけ抜いてきたもので、本当は要綱の下で逗子小学校区が出来てからの方が良いと思う。

(メンバー)

・一方で、我々が活動してきた中で、活動を担保するものがない。

3 市の役割

(座長)

・条例では漠然としていた方が良く考えを変えた。人的支援が必要な支援に内包されていることが論点か。

(市民協働部次長)

・当初は、3つの支援を、場所、財政、人としてきた。地域担当職員が会議に出席すること

が支援に当たるかに疑問を感じている。地域に出かけていくことは市にもメリットがある。

(メンバー)

- ・事務局に質問だが、地域自治システムという言葉削除した理由は。

(市民協働部次長)

- ・制度を立ち上げた時は「新しい地域自治システム」という言葉を使っていたが、現在は使っていない。立ち上がって動き出している今では、標準なので削除し、逆に要綱にあった3つの支援をここに書くのが適当と考えた。

(座長)

- ・前向きに考えると住民自治協議会が育つまでは支援が必要だったが、育ってきた現状では支援も減ってきたと言える。

4 住民自治協議会の事業

(座長)

- ・総合計画と整合性をとればいいのではないか。

(アドバイザー)

- ・地域づくり計画を作るのであれば、地域づくり計画に基づく事業を行うというのが一番良いと思う。あとは書き方なので、「地域づくり計画を策定した場合は」となると思う。協議会は地域の特性を勘案し、必要な事業を実施するものとする。この場合において、地域づくり計画を策定した場合は地域づくり計画に基づき事業を行うと書けば良いのでは。

(メンバー)

- ・逗子小学校区が立ち上がっていなくても可能な条例にしないといけないと感じている。

5、住民自治協議会連絡会

(メンバー)

- ・条例に入れなくてもいいのではないか。

(座長)

- ・その他必要な支援に含めてもいい。常々、連合会を市ではなく私たちが作らなければいけないと考えている。もう一人立ちできているのだから、主体は住民自治協議会で、それに対し支援するということが大事だと思う。

(アドバイザー)

- ・連合会の取り決めを作るとすると、各住民自治協議会の規約には入れられないから、連合会規約になる。条例は全体を包含しているので、協議会を主語にして、住民自治協議会は連合会を開催するとし、内容は別途定めるとすることが出来る。

(座長)

- ・規約を自分達で作るとなると難しく止まってしまうが、ここに入れてしまえば作ることができる。

(メンバー)

・市の職員のバックアップ、例えば福祉の行事を開くときに住民協を經由して住民に広めるという規定は作れないのか。

(アドバイザー)

・「市と協議会は連携して地域自治を推進することとする」というような規定を置いた上で、市がルールを作るしかない。

(市民協働部次長)

・全ての市の仕事、例えば4回目の接種についての周知を住民自治協議会でというのは違うと思う。地域でやることは住民自治協議会に話すという整理、庁内での合意が難しい。条例化というよりは仕事の仕方の問題ではないか。いままでの総合計画の中では5本目の柱の中に住民自治協議会について記載していたが、全てに掛かるような書きぶりを変えた方が全庁的に自分事化すると考えている。

(メンバー)

・住民自治協議会として、広報に力をいれてほしい。また、後継者を作ることも考えてほしい。

(座長)

・全体で合意のとれたものについては、私と事務局で改定案を作りたい。地域づくり計画のように意見が分かれているものは両論の案を作りたい。

(市民協働部次長)

今回は10月13日(木)10時からを予定している。第4回は12月だが、どこかのタイミングでこの懇話会をもう1回やるのか、市民の方に呼びかけて何らかの意見をいただくのか、次回には方向性を出したい。

(座長)

・次回、それぞれのバージョンのスケジュールを示してほしい。